

物件等一般競争（指名競争）入札参加者の心得

現場説明

- 1 一般競争（指名競争）入札の指名通知を受けた者は、指定の日時、場所に必ず出席すること。
- 2 現場説明を受けなかった者は、入札に参加することができない。

入札

- 1 入札参加者又は入札参加者の代理人（以下「入札者」という。）は、指定の時刻までに必ず出席すること。
- 2 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。
- 3 入札者は、仕様書、設計書、図面、契約書案その他関係書類及び現場等熟覧の上、高知市契約規則を遵守し、入札書を所定の入札箱に投函して行わなければならない。
- 4 投函した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- 5 入札書の押印を省略する場合は、入札会場で入札者の顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、顔写真付き社員証等（顔写真付きの名刺は不可））を提示し、本人確認を受けた後でなければ、入札書を投函することができない。
- 6 入札室には関係者以外の者は立ち入らないこと。
- 7 入札執行中は無用の言動は慎むこと。
- 8 入札者は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 9 代理人が入札をする場合は、委任状を提出した後、入札書に委任者の住所、氏名及びその下に「代理人」の表示をして住所・氏名を記入し、代理人の押印をすること。ただし、委任状の代理人使用印を省略する場合（委任者の押印の省略は不可）は、入札書への代理人使用印の押印を省略できる。
法人による入札については、住所・氏名欄には所在地、名称及び代表者の職・氏名を記入すること。
- 10 次のいずれかに該当するときは、その入札は無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者が入札したとき。
 - (2) 委任状を持参しない代理人が入札したとき。
 - (3) 入札者が談合したと認められるとき。
 - (4) 入札に際し、不正の行為があったとき。
 - (5) 入札者が同一の入札について 2 以上の入札をしたとき。
 - (6) 入札金額を訂正又は入札金額未記入の入札をしたとき。
 - (7) 入札者の記名及び押印を欠く入札書により入札したとき（押印を省略する場合を除く。）。